

災害廃棄物処理計画検討会（大玉村 第2回）

議事要旨

1. 日時 平成29年12月15日 13:30～15:30

2. 場所 大玉村役場 2階第1委員会室

3. 参加者

（大玉村）

菊池 平一郎 住民福祉部 部長
伊藤 寿夫 住民福祉部再生復興課 課長
安田 春好 住民福祉部住民生活課 課長
武田 栄輝 住民福祉部再生復興課

（安達地方広域行政組合（以下、組合と略す））

三浦 義伊 もとみやクリーンセンター 副所長
神田 久昭 あだたら環境共生センター 主任主査

（環境省 東北地方環境事務所）

茶山 修一 廃棄物・リサイクル対策課 災害廃棄物対策専門官
藤林 啓介 廃棄物・リサイクル対策課 廃棄物対策等調査官

（一般財団法人 日本環境衛生センター（以下、JESCと略す））

寺内 清修 環境事業第一部環境保全課 課長
浅野 実 環境事業第一部 技術調査役
高橋 佳菜恵 環境事業第一部環境保全課 技術員

4. 次第

- 1) 開会あいさつ（大玉村、東北地方環境事務所）
- 2) 議事
 - (1) 大玉村災害廃棄物処理計画基礎資料案について
 - (2) その他
- 3) 閉会

配布資料

- 【資料1】 大玉村災害廃棄物処理計画基礎資料案
- 【資料2】 第1回検討会議事要旨

5. 議事（説明事項）

（1）大玉村災害廃棄物処理計画基礎資料案について

（JESC）大玉村災害廃棄物処理計画基礎資料案（第1章）について説明を行った。

大玉村：P4. 表 1-4 災害廃棄物の種類 (1)木くずの説明文中「津波等による流木等」とあるが、本村では津波被害は該当しない。(9)廃船舶、(11)その他処理困難な廃棄物等の説明文中「魚網」についても、特別に記載する必要はないと考える。

JESC：削除する。

大玉村：表 1-4 の災害廃棄物の種類は、災害廃棄物処理指針の種類と同様のものとなっているのか。

JESC：津波堆積物を除いた以外は、概ね同じである。

大玉村：できるだけ本村に合わせた記載をしてほしい。

大玉村：P10【参考】にて、常総市と熊本市の実行計画の構成が記載されているが、大玉村で実際に実行計画を作成する場合の項目立ては2章以降で記載されているのか。

JESC：現計画ではそこまでの記載はしていないが、本計画とは別に大玉村の実行計画における構成案を作成することは可能である。

大玉村：現時点で考えられる実行計画の項目立てをしておくことで、実際に被災した際に作成しやすいと感じる。

JESC：過去の事例等を含めて、大玉村用の実行計画構成案を提示する。

環境省：実行計画は、全国的にニュース等で取り上げられるほどの甚大な被害が発生した場合に作成するものである。例えば、今年発生した秋田県の水害においては、処理実行計画は作成していない。仮置場からの廃棄物の搬出についてのフローチャートのみを作成し、それをもって実行計画とした。災害の規模に応じては秋田県のような事例もあることを念頭において頂き、そのうえで常総市レベルの災害に備えて項目立てをしておくのは良いと思う。

大玉村：本計画において、実行計画の例として記載している以上は、常総市レベルの災害を想定しているという事であるため、実行計画を策定することを想定していると考えて良いのではないかと考える。ただし、「実行計画の策定は必須ではない」との表現があるように、被害状況等に応じて対応できればよいと思う。

大玉村：P5(2) 組合の役割についての記載について、組合側でなにか御意見はあるか。組合の役割として「施設の強靱化を図る」と記載しているが問題は無いか。

組合：組合は2市1村で構成して運営しているので、組合が協力することに対する異論はない。組合の役割に対する記述に問題はないが、「強靱化」ではなく「整備」とした方が分かりやすいと思う。

大玉村：国の役割について記載がないのが気になる。

環境省：記載の有無に関しては、各市町村に任せている。ただし、国は県を通じて動くのが基本のため、必ずしも市町村の災害廃棄物処理計画に国の役割を入れる必要はなく、記載していない市町村の方が多い。

JESC：こちらには記載されていないが、第2章の連携の部分で国との連携についての記載をしている。

大玉村：P5にも国の役割について追加したい。

大玉村：「セメント原燃料」とは何か。「燃料」とは違うものなのか。

JESC：セメントの原料として使用される廃棄物と燃料として使用される廃棄物があるため、このような表現となっている。

環境省：可燃混合物の処理をセメント事業者に委託するケースが増えている。セメントの骨材となるものと燃料となるものがあり、東日本大震災では、岩手県のセメント工場が災害廃棄物を処理した実績がある。

(JESC) 大玉村災害廃棄物処理計画基礎資料案（2章）について説明を行った。

大玉村：P12. 図 2-1 部長から副部長、副部長から担当部、と順を追って指示されるかのように示されているが、実際は災害対策本部から直に担当に指示が出ると思われる。災害廃棄物対策本部（村長、副村長）から担当（厚生第2班）に直接指示が出ることが分かるように図を修正する。

大玉村：P12. 図 2-2 総括責任者の他に総務、ごみ処理、し尿処理、災害廃棄物等、それぞれの担当が行うように記載されているが、大玉村では担当が1人であるため、見せ方を工夫してほしい。

大玉村：人員を確保するのは現実的に難しいと感じるので、役割についての内容の説明として捉えていただいた方がよいのではないか。

JESC：常総市の災害対策チームの事例を参考にして、5～6名体制で構成するイメージの資料を国が示している。一度に5～6名を確保するのも難しいとは思いますが、実際に行う業務としてこれだけの量があるということを示すためにもこのような記載をさせていただいている。

大玉村：P17 D. Waste-Net が常総市と熊本市でどのように関わり、何をしたのかという情報を盛り込むことはできるか。

JESC：できると思う。

大玉村：P16 建設事業協会や産業廃棄物処理関係等、関係事業者との協定を結ぶことも検討していかなくてはならないと感じる。

JESC：都道府県や、それぞれの県にある産業廃棄物協会によって考え方が変わってくる。例えば岩手県では、産業廃棄物協会の支部が各市町村と協定を締結しているが、他の県では、県が産業廃棄物協会と協定を締結していることから、市町村が個別に締結する必要はないとの考えを持っている県もある。ただし、平常時に全くお付き合いがないと災害時に産業廃棄物業者との連絡等がスムーズにできないということも考えられるので、平常時より関係を構築しておいた方が良い場合もある。

大玉村：そのような面でいえば、本村においては、産業廃棄物業者との連携はとれているほうだと思う。

(JESC) 大玉村災害廃棄物処理計画基礎資料案（3章）について説明を行った。

大玉村：P45 本文中に「主灰はセメント原料または溶融固化した後、」とあるが、本村では主灰の溶融固化は行っていない。

JESC：表現を変えて記載する。

大玉村：P43. 表 3-20 「本宮・土湯温泉線」及び「町尻・当地内線」の区間名称に間違いがあるので修正すること。

JESC：修正する。

組合：本計画の中では、収集運搬の車両に関して全車両が動くことを前提として計画しているが、本組合のごみの収集は委託もしており、し尿に関しては許可のみである。そのような中で、収集運搬が困難となる車両が発生した場合の対策等について記載はしないのか。

環境省：今回の計画はあくまでも骨子であり、村や地域の特性を考慮した計画を今後村で作成していただけたらと考えている。

大玉村：P21 避難者数の算出にあたり被害棟数を使用しているが、この被害棟数の根拠は何か。

JESC : P2に【参考】として載せている上の表の棟数(住居)に下の表の全壊率及び半壊率を掛けて算出している。

大玉村 : P1. 表 1-2 の数字とは違うのか。

JESC : 表 1-2 は住居と非住居を合算したものとなっている。表 1-2 の内訳を示しわかりやすく修正する。

大玉村 : P49~50 のかっこ内の数字の順番を修正すること。

JESC : 修正する。

JESC : P38 仮置場候補地について、放射性物質を含む廃棄物を仮置きしていると伺ったが、現在何箇所あるのか。

大玉村 : 11 箇所である。

(JESC) 大玉村災害廃棄物処理計画基礎資料案(4章、5章)について説明を行った。

組合 : P64. 表 4-2 について、剪定枝が資源ごみとなっているが、燃えるごみとして回収している。

JESC : 修正する。

大玉村 : 前回の検討会で、東日本大震災での大玉村の震度を確認することとしていたが、どうなったか。また、体制については、組織図で明確に記載することとし、他部署との連携が必要となってくるため、そのことを周知できるような記載方法、またはイメージを持ってもらえるような記載方法とすることであったが、反映されていないように感じる。本村の実状にあった記載としてほしい。

JESC : 東日本大震災の震度については、当方でも再度確認したが、前回の検討会資料に記載した震度以外の情報は見つけられなかった。他に情報があればご提供いただきたい。組織図に関しては、前回の検討会を踏まえて修正したつもりではあるが、今後村の担当者と相談しつつ検討したい。

大玉村 : P50 火山灰の仮置場が必要とあるが、災害廃棄物の仮置場についても検討しなくてはならないとなると大変厳しい状況であると感じる。仮置場を決めるのは困難であるという実状を考慮した記載としてほしい。また、P51 に桜島の例として「捨て土で処理している」とあるが、本村においては、捨て土としての処理はできない。

大玉村 : P21 「携帯トイレや簡易トイレ等も利用し」とあるが、事前に準備しておく備品等に対する国からの補助金制度等はあるのか。あるのであれば情報を提供してほしい。

大玉村 : P61 隣接 2 市への支援要請事項の中に「仮置場の提供」とあるが、記載するにあたって 2 市に確認する必要があるのではないか。

JESC : 隣接 2 市への確認が必要となると考えている。表題を「案」としてはいるが、記載できない場合は削除する。また、組合への支援要請として、組合施設で処理しきれない場合は委託先を組合が手配すると記載しているが、可能かどうか等含めて組合にご意見いただきたい。

組合 : 委託先の「手配」ではなく、「協力」に表現を変えてほしい。

大玉村 : P60 「職員は 1 名のみである」との記載は削除すること。

大玉村 : 4 章の表番号を修正すること。

JESC : 修正する。

組合 : 1 月 18 日に構成 2 市 1 村で会議を行う。その時に、この計画基礎資料を大玉村より二本松市と本宮市に示すことで意見等が聞けると思う。

(2) その他

JESC : 本日の意見を踏まえ、大玉村、環境省と相談しながら、この計画基礎資料を作り上げていくつもり

である。2月末までに完成させるスケジュールで進めたい。

以 上